

一般社団法人 日本UAS産業振興協議会 会員の皆様へ

JUIDA会員様向け ドローン総合団体保険制度 ご加入のご案内

動産総合保険
施設賠償責任保険

お使いのドローンの保険手配はお済みですか？

JUIDAでは、不測の事態に備えた保険加入について、国土交通省が定めたガイドラインよりも厳しい、「保険の加入義務」という指針を定めております。そこで、JUIDA会員企業・個人事業主様を対象に、ドローンの業務使用等に際して生じる様々なリスクに対応するための保険制度を設立しております。
本制度はJUIDA会員様のみを対象とした独自制度であり、より広範な補償をご提供いたします。

JUIDA会員様ならではのメリット



※想定される事故例であり、東京海上日動の保険金支払事例ではありません。

1

ドローン使用者のニーズに沿った JUIDA会員様向け補償のご提供！

操縦者が所有者以外の事故の自動補償、海外一時利用オプション付きプランのご提供など、一般のご契約にはないオリジナル補償をご用意しております！

2

海外でも安心！ 一時的な海外使用中も補償！

(動産総合保険・施設賠償責任保険 ※海外補償プランのみ)

3

第三者へのプライバシー侵害賠償を補償！ (施設賠償責任保険)

是非この機会にご加入をご検討ください！

保険期間

2017年5月1日 午後4時 ～ 2018年5月1日 午後4時

募集期間

2017年4月20日 まで

※中途加入も可能です。

(毎月20日までのお申込みで翌月1日から補償開始)

※今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は9A°-ジ°に記載のとおりとなりますのでご確認ください。

産業用無人ヘリコプターの使用には、以下のようなリスクが想定されます

産業用の無人ヘリコプターは、農薬散布、航空写真撮影、災害調査等を目的として近年その商業的または公共的な利用機会は増加しております。しかし、無人ヘリコプターの使用には、機体そのものの損壊リスクや第三者への法律上の損害賠償リスクが伴います。

機体の損壊 無人ヘリコプターの操縦ミスにより、着陸に失敗し、機体が大破した！	機体の捜索・回収 空撮中に機体の行方がわからなくなり、機体の捜索のための交通費と宿泊費が追加で必要となった！	代替機のレンタル 空撮中に機体が損壊し修理中のため、修理が完了するまで代替機のレンタル費用が必要となった！	対人賠償 無人ヘリコプターの着陸時に目測を誤り、機体が歩行者に接触し、けがを負わせてしまった！
落雷 操縦中のドローンが、落雷を受けて破損してしまいました！	盗難 倉庫に保管していたドローンが、何者かに盗まれてしまいました！	操縦訓練 事故を起こした従業員に対して再発防止のための操縦訓練が必要となった！	対物賠償 無人ヘリコプターの操縦ミスにより、機体が他人の家屋に衝突し、屋根を損壊してしまいました！

※以下、本パンフレットでは「産業用無人ヘリコプター」を、単に「無人ヘリコプター」または「ドローン」と表記する場合がございます。

JUIDA会員様向け ドローン総合団体保険制度の構成

上記のように想定されるリスクを補償するJUIDA会員様向けドローン総合保険は、ドローン本体（付属装備を含みます）の損壊等を補償する動産総合保険と、ドローンの業務使用等に起因して第三者に損害を与えた場合に負う法律上の損害賠償責任を補償する施設賠償責任保険の2商品にて構成されます。

リスクの種類	対応する保険契約	補償の対象となる主な事故
機体にかかわるリスク	動産総合保険	保険期間中に無人ヘリコプターに生じた、不測かつ突発的な事故 （例） ・墜落や他物との接触 ・火災、落雷、爆発 ・ひょう災、雪災、水濡れ（水災を除きます。） ・外部からの物体の飛来または衝突 ・盗難、いたずら 等
第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク	施設賠償責任保険	無人ヘリコプターの所有、使用または管理に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること

制度概要

項目	動産総合保険	施設賠償責任保険
保険の対象となるドローン (*1)	JUIDA会員企業・個人事業主様が所有する総重量 (*2) 150Kg未満かつ保険金額10万円以上の産業用ドローン (レジャー、競技用等のドローンは対象外です。)	
契約者	一般社団法人 日本UAS産業振興協議会	
被保険者 (補償を受けられる方)	保険の対象の所有者 (ドローンを所有するJUIDA会員企業・個人事業主様) 施設賠償責任保険では全てのご加入プランに、被保険者追加特約がセットされ、ドローンの所有者と実際の操縦者が異なる場合における実際の操縦者を被保険者に含みます。	
お支払いする主な保険金 (*3)	*損害保険金 *残存物取り片づけ費用保険金 *搜索費用保険金 *権利保全費用 *損害拡大防止費用 等	*法律上の損害賠償金 *争訟費用 *訴訟対応費用 *損害防止軽減費用 *緊急措置費用 *協力費用 等
保険期間	2017年5月1日午後4時～2018年5月1日まで ※中途加入も可能です。(毎月20日までのお申込みで翌月1日から補償開始)	
保険金額または支払限度額	保険加入時のドローンの協定保険価額を保険金額として設定します。	ご契約時に支払限度額を選択プランの中より決定いただけます。

(*1) 遠隔誘導式小型回転翼機であり、手投げ式、カタパルト式、滑走式等の固定翼機を除きます。

(*2) 燃料、薬剤、機器等すべてを搭載した状態での重さをいいます。また、燃料、薬剤は保険の対象に含まれません。

(*3) ご加入のプランによってお支払いする保険金が異なります。詳細は次ページ以降をご確認ください。

補償の組み合わせが可能です！

動産総合保険・施設賠償責任保険の各プラン (P.4掲載) から、お好きな補償を組み合わせ可能！

所有ドローンごとのプラン設定や、動産総合保険・施設賠償責任保険いずれかのみのご加入も可能です！！

動産総合保険・施設賠償責任保険の組み合わせを下記の3パターンからお選びください。

動産総合保険
施設賠償責任保険
両方を全機体に付保

お持ちの機体ごとに、
D1~D4およびS1~S4の
プランをご選択ください。

動産総合保険のみ
全機体に付保

お持ちの機体ごとに、
D1~D4のプランを
ご選択ください。

施設賠償責任保険のみ
全機体に付保

お持ちの機体ごとに、
S1~S4のプランを
ご選択ください。

補償プラン ※ご加入にあたっては所有する全機体に対する付保が必要です。

動産総合保険

※期中のプラン変更はできません。あらかじめご了承くださいませお願いいたします。

海外補償プラン

プラン名	シンプルプラン	充実プラン
	D1	D2
保険金額	機体の協定保険価額	
免責金額	0円	
補償範囲	国内のみ	
◆付帯される主な特約条項、支払保険金		
代位求償権放棄特約	○	○
修理・解体・据付・組立等作業危険担保特約	○	○
【JUIDA様向け特約】 代替機レンタル費用担保特約	×	○
【JUIDA様向け特約】 再発防止費用担保特約	×	○

一時的な海外使用の補償をご希望の方はこちら



シンプルプラン	充実プラン
D3	D4
機体の協定保険価額	
0円	
一時的な海外使用中も担保 (*4)	
○	○
○	○
×	○
×	○

ドローン 1 台あたり保険料 (年間)	代理店までお問い合わせください。 ※動産総合保険料は、ドローン1台あたりの協定保険価額ごと・JUIDA資格の有無によって異なりますので、代理店よりご案内させていただきます。
---------------------	---

新規加入 保険料計算例

<条件> JUIDA資格：有り ドローン3機所有（協定保険価額：a.15万 b.30万 c.25万）
 動産総合および施設賠償責任保険 に加入

<選択プラン> a.D1 + S1 b.D2 + S2 c. D2 + S1

<保険料> a. D1：8,400円 + S1：5,740円

b. D2：24,780円 + S2：8,240円

c. D2：20,650円 + S1：5,740円

合計：73,550円

施設賠償責任保険

※期中のプラン変更はできません。あらかじめご了承くださいませお願いいたします。

海外補償プラン

プラン名	シンプルプラン	充実プラン
	S1	S2
支払限度額	CSL 5億円	CSL 10億円
免責金額	0円	
補償範囲	国内のみ	
◆付帯される主な特約条項		
訴訟対応費用担保特約	○	○
【JUIDA様向け特約】 追加被保険者特約	○	○
【JUIDA様向け特約】 人格権侵害担保特約、広告宣伝侵害担保特約	○	○
【JUIDA様向け特約】 初期対応費用担保特約、初期対応費用修正担保特約	×	○
【JUIDA様向け特約】 被害者治療費用担保特約	×	○
ドローン1台あたり保険料（年間）		
JUIDA会員	6,270円	9,010円
技能証明書保有会員	5,740円	8,240円

一時的な海外使用の補償をご希望の方はこちら



シンプルプラン	充実プラン
S3	S4
CSL 5億円	CSL 10億円
0円	
一時的な海外使用中も担保（*4）	
○	○
○	○
○	○
×	○
×	○
ドローン1台あたり保険料（年間）	
7,470円	10,760円
6,830円	9,840円

（*4） 保険の対象を一時的に国外に持ち出した場合に生じた損害を補償します。

ただし、施設賠償責任保険においては被保険者が請け負った日本国外で行われる工事に起因する事故による損害に対しては保険金を支払いません。

～現在ご加入の皆様へ～

- プランごとの補償内容が変更されております。別途お送りする更新のご案内をよくご確認くださいませよう、お願い申し上げます。
- 本団体保険制度は自動更新ではございません。更新の際は加入依頼書のご提出をお願いいたします。

お支払いする保険金	全加入プランに付帯する特約とお支払いする保険金	損害保険金	<p>○不測かつ突発的な事故によって、保険の対象とする無人ヘリコプターに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。</p> <p>○損害保険金は、損害の額（全損の場合には協定保険価額または保険金額のいずれか低い額を、全損に至らない場合には、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費の額（修理に伴い価値が増加した場合にはその分を差し引きます。））をお支払いします。</p> <p>保険金額が、協定保険価額に満たない場合には、次の算式による額を損害保険金としてお支払いします。</p> $\text{損害保険金} = \frac{\text{（損害の額）} \times \text{保険金額}}{\text{協定保険価額}}$ <p>○保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、保険期間の満期まで有効です。</p> <p>ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（ただし、保険金額が協定保険価額を超える場合は、協定保険価額とします。）に相当する額となった場合は、保険契約は、損害発生時に終了します。</p> <p>※操縦中の無人ヘリコプターに不測かつ突発的な事故が発生し、無人ヘリコプターを回収するために必要または有益な回収費用については、損害の額に回収費用を含めて損害保険金としてお支払します。</p>
		残存物取片づけ費用保険金	<p>○損害保険金がお支払される場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）が補償の対象となります。損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。</p>
		搜索費用保険金	<p>○操縦中の無人ヘリコプターに不測かつ突発的な事故が発生し、無人ヘリコプターを搜索するために支出した必要または有益な搜索費用（交通費、宿泊費、搜索委託費用、機材の賃借費用等をいいます。）を、保険金額の10%に相当する額を限度として、お支払いいたします。</p>
		権利保全費用	<p>○東京海上日動（以下「弊社」といいます。）が補償をご提供するのと引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。</p>
		損害拡大防止費用	<p>○保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。</p> <p>○保険金額または協定保険価額のいずれか低い額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。</p>
		代位求償権放棄特約	<p>○保険金を支払うべき損害が、この特約記載の特定の者の行為によって生じた場合は、故意または重過失による場合を除き、その者に対する代位求償権を行使しません。</p>
		修理・解体・据付・組立等作業危険担保特約	<p>○保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。</p>
充実プラン付帯特約	代替機レンタル費用担保特約	<p>○不測かつ突発的な事故によって無人ヘリコプターに損害が生じた場合または操縦中の無人ヘリコプターの行方が分からなくなった場合において、代替機のレンタルを行うために支出した費用（※）を保険金額の10%に相当する額を限度にお支払いします。</p> <p>（※）次のいずれかに該当する時より後に使用された費用に対しては、代替機レンタル費用保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者が保険の対象を修理する場合は、修理完了後保険の対象が被保険者の手元に戻った時。</p> <p>②被保険者が保険の対象の代替として使用する物を新たに取得する場合は、代替機を取得した時。</p> <p>（D2,D4プランにセット）</p>	
	再発防止費用担保特約	<p>★JUIDA様向け特約</p> <p>ドローンの損傷等に伴う保険金をお支払いした場合に、事故原因の分析、操縦士のトレーニング、再発防止のためのコンサルティング費用を1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。</p> <p>（D2,D4プランにセット）</p>	
補償の対象とならない主な損害	<p>・被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>・ブレードに単独で生じた損害</p> <p>・操縦中の保険の対象の行方がわからなくなり、保険の対象の所在が特定できないことによる損害（ただし、搜索費用保険金、代替機レンタル費用担保特約にてお支払いする保険金は除きます）</p> <p>・日本国外にある保険の対象について生じた損害（D1,D2プランのみ）</p> <p>・電気的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害</p> <p>・保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害</p> <p>・保険の対象のかしによって生じた損害</p> <p>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害</p> <p>・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。</p> <p>・台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※補償の対象とならない損害の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。</p>		

お支払いする保険金と付帯する主な特約	全加入プランに付帯する特約とお支払いする保険金	<p>法律上の損害賠償金</p> <p>○法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をお支払いします。尚、お支払いする保険金は、ご加入されたプランの支払限度額を限度にお支払いします。 (注) 賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>争訟費用</p> <p>○損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）をお支払いします。</p> <p>損害防止軽減費用</p> <p>○事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用をお支払いします。尚、お支払いする保険金は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。</p> <p>緊急措置費用</p> <p>○事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用をお支払いします。尚、お支払いする保険金は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。</p> <p>協力費用</p> <p>○引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用をお支払いします。尚、お支払いする保険金は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。</p> <p>訴訟対応費用担保特約</p> <p>事故が発生し、損害賠償請求訴訟が提起された場合に、応訴のために必要となる再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当な支出に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>追加被保険者特約</p> <p>★JUIDA様向け特約 ドローンの所有者と実際の操縦者が異なる場合に実際の操縦者を自動的に被保険者に含めます。</p> <p>人格権侵害担保特約 広告・宣伝侵害担保特約</p> <p>★JUIDA様向け特約 ドローンの所有・使用・管理に伴う人格権侵害（不当行為によって発生したものに限ります。）または広告・宣伝侵害（以下、「侵害行為等」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して1名あたり50万円、1事故あたり5億円（免責金額0円）を限度に保険金をお支払いします。（広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因した賠償責任も補償範囲に含まれますが、広告業、放送業、出版業、映画・ビデオ制作業または情報サービス業を営む被保険者によって行われた侵害行為等に起因する損害は補償対象外です。また、侵害行為等が加入者証記載の保険期間中に日本国内において行われた場合に限り保険金を支払います。）</p>
	充実プラン付帯特約	<p>初期対応費用担保特約 初期対応費用修正担保特約</p> <p>★JUIDA様向け特約（S2,S4のプランにセット） この保険の対象となりうる事故が発生した際に、事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査費用、身体障害を被った被害者への見舞費用（花や見舞金の代金、見舞品購入費用等）等、社会通念上妥当な費用を被保険者が支出したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（結果として、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。）尚、引受保険会社がお支払いする保険金の額は、加入者証に記載された支払限度額を限度とします。但し、本特約でお支払する保険金は身体障害を被った被害者への見舞費用については1事故支払限度額の内枠で1名あたり3万円、1事故あたり300万円（免責金額0円）を限度に保険金をお支払いします。</p>
		<p>被害者治療費用担保特約</p> <p>★JUIDA様向け特約（S2,S4のプランにセット） ドローンの所有・使用・管理に起因して身体障害を被った方に対し、その身体障害の発生日から1年以内に被保険者がその治療費用を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、身体障害が保険期間中に日本国内において発生した場合(*5)に限ります。（結果として、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。）尚、本特約でお支払いする保険金は、1名あたり20万円、1事故あたり100万円を限度（免責金額0円）とし、引受保険会社がお支払いする保険金の額は、加入者証に記載された支払限度額を限度とします。</p>
	補償の対象とならない主な損害	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じようまたは労働争議 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。） ・石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害 ・汚染物質の排出・流失・いっ出または漏出（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払いの対象となります。） <p>等</p> <p>※補償の対象とならない損害の詳細は、団体の代表者にお渡ししている、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。 ※各特約により補償の対象とならない主な損害内容が異なる場合があります。</p>

(*5) S3,S4プランでは保険の対象を一時的に国外に持ち出した場合に生じた損害を補償します（国外一時持ち出し危険担保特約条項付帯）。ただし、被保険者が請け負った日本国外で行われる工事に起因する事故による損害に対しては保険金を支払いません

ご加入手続きについて

STEP1. 加入依頼書に必要事項を記入の上、FAXまたはメール送付下さい。

<送付先> 保険代理店 エイ・シー・エフ (担当：平野)

メールアドレス：drone@a-c-f.jp

FAX NO：03-5490-7023



STEP2. 保険料を記載した加入依頼書と、お振込先をご案内いたします。

STEP1.にてご記載いただきましたご担当者様宛てに、ご案内させていただきます。

STEP3-①. 加入依頼書の内容をご確認の上、ご捺印いただきご郵送ください。

STEP3-②. 保険料のお振込みをお願いいたします。

※中途加入時は、年間保険料を12分割して補償開始月から4月までの残りの月数分をお振込みいただきます。(例：10月1日中途加入の場合→7か月分の保険料)
詳細は代理店よりご案内いたします。

【振込先】 三菱東京UFJ銀行 神田支店 普通口座 0383610
一般社団法人 日本UAS産業振興協議会

加入依頼書の内容・保険料をご確認の上ご加入を決定いただきましたら、**各月補償開始日の募集締切日まで** (毎月20日までのお申込で翌月1日から補償開始) **に加入依頼書 (ご捺印済) のご郵送および保険料のお振り込みをお願いいたします。**

上記の確認をもって、ご加入成立となります。その後順次「加入者証」を送付させていただきます。

ご加入後の変更について

加入依頼書に要事項を記載のうえ、保険代理店エイ・シー・エフまでご連絡ください。

※毎月20日受付締切→翌月1日より変更となります。

※保険期間中のプラン変更はできません。

万が一の事故の際には

お手元に参加者証をご準備の上、保険代理店 エイ・シー・エフまでご一報ください。

TEL 03-6411-4873 FAX 03-5490-7023 メール：drone@a-c-f.jp (平日9:00~17:00/休：土日祝)

ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. この保険について

●この保険は一般社団法人 日本UAS産業振興協議会を保険契約者とし、一般社団法人 日本UAS産業振興協議会を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利は一般社団法人 日本UAS産業振興協議会が有します。

2. 告知義務について

●加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。

ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

3. 通知義務について

●ご契約後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。

ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険の対象の保管場所の構造を変更したこと
- 保険の対象の主たる保管場所を変更したこと

4. 事故が起こった場合の手続き

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生した時は、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害または損害賠償請求の内容その他の必要な事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡下さい。また、ご連絡の際には弊社より発行している加入者証のコピーを併せてご連絡下さい。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

●保険金請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書のほか、保険の対象の盗難による損害の場合は、所管警察署の証明書またはこれに代わるべき書類をご提示いただく必要があります（その他事故の状況に応じて必要な書類をご提示いただく場合があります。）。

●保険金請求の時効

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

5. 解約と解約返れい金

●ご契約の解約については、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

・返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

・ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

6. 他の保険契約等との関係

●この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下、「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

7. 加入者証

●ご契約後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、代理店または弊社にお問い合わせください。

8. 代理店の業務

●代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、ご契約の代理店と有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

9. 保険会社破綻時の取扱い

●引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限り、））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

10. 示談交渉サービスは行いません

●この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。

なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

11. 保険金請求の際のご注意

●責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。（保険法第22条第2項）

このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

12. 重大事由による解除について

●以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

動産総合保険（産業用無人ヘリコプター）改定のご案内

2017年4月1日以降始期契約より、下記のとおり動産総合保険において産業用無人ヘリコプターを保険の対象とする契約にセットしております「保険の対象の搜索および回収に関する特約条項」について、わかりやすさの観点から事故時の搜索費用および回収費用としてお支払いする保険金について、次のとおり改定を実施します。

改定前（2017年3月31日以前始期）	改定後（2017年4月1日以降始期）
<p>操縦中の保険の対象に不測かつ突発的な事故が生じた場合において、保険の対象を搜索または回収するために支出した費用を合算し、「搜索・回収費用」として次のとおり保険金を支払います。</p> <p>＜搜索・回収費用＞</p> <p>次の①～③の場合は、保険金額の10%を限度として搜索・回収費用保険金を支払います。</p> <p>①保険の対象が発見されなかった場合</p> <p>②回収された保険の対象に損害が生じていなかった場合</p> <p>③回収された保険の対象が全損であった場合</p> <p>①～③以外の場合（回収された保険の対象が一部破損していた場合等）は、修繕費に搜索・回収費用を含めて損害保険金として保険金額を限度にお支払いします。</p>	<p>操縦中の保険の対象に不測かつ突発的な事故が生じた場合において、保険の対象を搜索するために支出した費用を「搜索費用」、回収する費用を「回収費用」として、それぞれ次のとおり保険金を支払います。</p> <p>＜搜索費用＞</p> <p>保険金額の10%を限度として搜索費用保険金を支払います。</p> <p>＜回収費用＞</p> <p>修繕費に回収費用を含めて損害保険金として保険金額を限度にお支払いします。</p>

改定前後での保険金の支払額は、次のとおり変更となります。

- ・上記①の場合は、変更はありません。
- ・上記②の場合は、回収費用は、搜索費用と合算して保険金額の10%を限度にお支払いしておりましたが、改定後は、保険金額を限度にお支払いします。【回収費用の保険金支払額の増加】
- ・上記③の場合は、回収費用は、搜索費用と合算して保険金額の10%を限度にお支払いしておりましたが、改定後は、お支払いしません（修繕費は、保険金額までお支払いします。）。【回収費用の保険金支払額の減少】
- ・上記①～③以外の場合は、搜索・回収費用は修繕費に含めて保険金額を限度にお支払いしておりましたが、改定後は、搜索費用は搜索費用保険金として保険金額の10%を限度にお支払いし、回収費用は修繕費に含めて損害保険金として保険金額を限度にお支払いします。【搜索費用と修繕費の額の大小により保険金支払額は増減します。】

MEMO

このパンフレットは、動産総合保険および施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。

詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である一般社団法人日本UAS産業振興協議会の代表者にお渡ししてあります保険約款によります。

保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。

ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP 電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お問い合わせ先

【取扱代理店（幹事）】

エイ・シー・エフ（担当：平野）

〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷4-14-9

TEL 03-6411-4873 FAX 03-5490-7023

mail:drone@a-c-f.jp

HP:<http://www.a-c-f.jp>

FB:<https://www.facebook.com/drone.ACF/>

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：航空保険部 営業第2課

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1